

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|----------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 1-2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 5.浄水場概要 |
| 質 問 内 容 | 浄水場施設概要に示される施設は、今回の業務の対象には含まれるという考えでよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | <p>業務対象に含まれると考えています。</p> <p>ただし、本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|----------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 1-2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 5.浄水場概要 |
| 質 問 内 容 | 浄水場施設概要に示されていない水源井戸から浄水場までの導水管は、業務の対象には含まれないとの考えでよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | <p>業務対象に含まれると考えています。</p> <p>ただし、本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|----------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 1-2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 5.浄水場概要 |
| 質 問 内 容 | 浄水場施設概要に示されていない配水管は、業務の対象には含まれないとの考えでよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | <p>浄水場外の配水管は、業務対象に含まれないと考えています。</p> <p>ただし、本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|-----------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 1-2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 5. 浄水場概要 |
| 質 問 内 容 | <p>浄水場施設概要に示される配水施設の検討には、配水管網計算が必要になると考えます。</p> <p>今回の業務では配水管網計算を行う考えでしょうか。行わない場合は、町より提供いただけるとの考えでよろしいでしょうか。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>配水管網計算が必要である場合は、受注者が実施してください。</p> <p>ただし、受注者が求める内容や結果を町が保証するものではないことに同意したうえで、本町が利用している管網解析ソフトを使用した結果を提供することは可能です。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|-----------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資 料 名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 1-2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 5. 浄水場概要 |
| 質 問 内 容 | 配水管網のシェイプデータは提供いただけるとの考えでよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 受注者と協議したうえで、本町が提供する必要があると判断した場合は、提供します。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|---------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資 料 名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 6.業務範囲 |
| 質 問 内 容 | 浄水処理フローが変更となる場合、認可変更が必要となりますが、認可申請書の作成は業務の対象には含まれないとの考えでよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 認可申請書の作成は、本業務の対象外とします。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|-------------------------------|---------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資 料 名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 2 頁 |
| | 項 目 | 第1章 総則 7.履行期間 |
| 質 問 内 容 | 基本構想を設定する時期に制約がありますでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 制約はありません。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|-----------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 2 頁 |
| | 項 目 | 第2章 基本構想策定・基本設計業務 1.基本事項の設定 |
| 質 問 内 容 | <p>計画 1 日最大給水量を見直す提案が認められていますが、見直すためには需要予測が必要となります。</p> <p>需要予測を行ったうえで、県央第二水道の受水量を設定し、計画 1 日最大給水量を設定するとの考えでよろしいでしょうか。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>需要予測が必要である場合は、受注者が実施してください。</p> <p>本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|-----------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 3 頁 |
| | 項 目 | 第2章 基本構想策定・基本設計業務 1.基本事項の設定 |
| 質 問 内 容 | <p>「場内配管は錯綜しているうえその正確な位置については十分な情報がなく、受注者による調査が必要なことが予想される」と特記仕様書に示されています。具体的に、受注者による調査とはどのようなものを想定されていますでしょうか。</p> <p>基本構想及び基本設計の段階では、受注者による調査できることは限られており、既存資料を確認して、実施時の試掘必要箇所の計画立案になると考えております。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|---------------------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 3 頁 |
| | 項 目 | 第2章 基本構想策定・基本設計業務 2.基本構想策定業務 3.基本設計業務 |
| 質 問 内 容 | <p>対象業務の業務内容は、基本構想と基本設計がありますが、基本構想の中に厚生労働省の積算基準では基本設計に含まれる内容があります。</p> <p>これについて、今回業務では、特記仕様書に示されるとおり、基本構想と基本設計の設計内容を区分するという点でよろしいでしょうか。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容や業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 3 頁 |
| | 項 目 | 第2章 基本構想策定・基本設計業務 2.基本構想策定業務 3.基本設計業務 |
| 質 問 内 容 | 質問書 10 枚目のとおり区分した場合、基本構想の段階において、災害対策を検討したとしても評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 本質問は、第1次審査に関する内容ではないと判断しますので、必要があれば第2次審査において再度質問をしてください。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | 特記仕様書 |
| | 頁 数 | 3 頁 |
| | 項 目 | 第2章 基本構想策定・基本設計業務 2.基本構想策定業務 3.基本設計業務 |
| 質 問 内 容 | 基本設計歩掛には、施工方法の検討と水理検討が含まれます。 必要事項については、検討いたしますが、除いている理由がありましたら、教えていただけますでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | <p>除いている理由はありません。本業務において実施する必要がある場合は、特記仕様書等に含まれていない内容についても実施してください。</p> <p>本町の本業務における基本方針は、プロポーザル実施要領及び特記仕様書に記載のとおり、受注者による創意工夫や優れた独自提案及び本町にとって最良の提案を求めているため、基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、受注者の判断に委ねる方針です。</p> <p>よって、本業務における基本方針、業務内容及び業務対象施設等は、実施要領に記載する評価項目、特記仕様書及び参考資料の内容等を加味したうえで判断し、技術提案書に記載してください。</p> <p>なお、実施要領の規定に基づき、受注者の技術提案書は、特記仕様書になりますので、技術提案のとおり業務を実施していただきます。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|------------------|--|-------------------------|
| 業務名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁数 | 6頁 |
| | 項目 | 第2章プロポーザル募集要項 7.参考資料の提供 |
| 質問内容 | 過去に耐震診断が行われていますが、提案を行うにあたって診断内容、今後の整備方針をご提供いただくことは可能でしょうか。 | |
| 回答内容 | 参考資料を閲覧後、必要があれば第2次審査において再度質問をしてください。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|-------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 6 頁 |
| | 項 目 | 第2章プロポーザル募集要項 7.参考資料の提供 |
| 質 問 内 容 | 既存資料は、業務を行う上で大変重要になります。 提案を行うため、記載の既存資料の他、浄水場に関連する既存資料のリストを提示していただくことは可能でしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 参考資料を閲覧後、本業務において必要になりそうな他資料の種類や内容について、必要があれば第2次審査において再度質問をしてください。 なお、提示できる資料は、受注者に提示したいと考えております。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|---------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 9 頁 |
| | 項 目 | 第2章プロポーザル募集要項 17.情報公開について |
| 質 問 内 容 | 1次審査書類については、個人情報が含まれるため、非公開との理解でよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 玉村町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき、個人情報に該当する箇所及びその他の非公開に該当する箇所を除き原則公開の対象となります。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|---------------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 9 頁 |
| | 項 目 | 第2章プロポーザル募集要項 17.情報公開について |
| 質 問 内 容 | 特定されなかった技術提案書については、全面 非公開との理解でよろしいでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 玉村町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき、提案者の利益を害する箇所及びその他の非公開に該当する箇所を除き原則公開の対象となります。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 11 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | <p>浄水場更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務とあるが、浄水処理のみの整備計画の策定、基本設計、実施設計であると配点に対する係数は「0」となってしまうのでしょうか。</p> <p>もしくは、浄水場として扱い「1.0or0.7or0.5」と扱っていただけるのでしょうか。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>1 業務内において、複数の施設や設備（着水井、凝集沈殿池、ろ過池、配水池等）の整備計画の策定、基本設計、実施設計の業務実績を評価対象とします。</p> <p>ただし、当該業務において、浄水処理方法に該当する業務内容を実施していない場合は、配点に対する係数が 0.0 になるため、当該実績評価点は、0 点となります。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 11 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | 浄水場更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務とあるが、浄水処理及び排水処理の両者を含む整備計画の策定、基本設計、実施設計と扱うのでしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 浄水処理及び排水処理の両方を含む必要はないが、浄水処理方法に該当する業務内容を実施していない場合は、配点に対する係数が0.0になるため、当該実績評価点は、0点となります。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 11 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | 各工種の担当技術者における資格の評価は、管理技術者及び照査技術者と同様に、総合技術管理部門技術士、上下水道部門技術士、RCCM で評価されるのでしょうか。 また、これ以外の資格等で評価される資格は具体的に何かありますでしょうか。（例えば、土木施工管理技士、水道施設管理技士 等） | |
| 回 答 内 容 | 管理技術者及び照査技術者と同様の資格（各担当分野に該当する部門）、各担当分野に該当する資格や資格数を考慮し、総合的に評価を行います。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 11 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | <p>実績評価点算出式について、「実績評価点＝各業務実績の配点×表7×表8×表9×0.5」とあります。</p> <p>業務実績が1件の場合は 「実績評価点＝1業務実績の配点×表7×表8×表9×0.5」</p> <p>業務実績が2件の場合は 「実績評価点＝（1業務実績の配点×表7×表8×表9×0.5）＋（1業務実績の配点×表7×表8×表9×0.5）」 という理解でよろしいでしょうか。</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>以下の計算例のとおりです。</p> <p>（企業受託実績の計算例）</p> <p>企業受託実績が1件の場合は、 「実績評価点＝配点20点×表7×表8×表9×0.5」</p> <p>企業受託実績が2件の場合は、 「実績評価点＝実績1（配点20点×表7×表8×表9×0.5）＋実績2（配点20点×表7×表8×表9×0.5）」 となります。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 11 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | 管理技術者の業務実績は、管理技術者としての同種業務実績があることが評価対象でしょうか。また、照査技術者、担当技術者についても同様でしょうか。 | |
| 回 答 内 容 | 配置予定技術者個人としての実績を評価の対象とします。よって、管理技術者は、必ずしも管理技術者としての実績である必要はありません。照査技術者及び担当技術者についても同様です。 | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|---|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 12 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | <p>PPP 方式契約業務（DB・DBO など）でも基本設計を JV 内で実施するのですが、この場合も業務実績としてカウントしてよろしいでしょうか。 （業務実績として提出できる書類は、契約書・実施方針・要求水準・業務計画書等からの必要箇所の抜粋となります。）</p> | |
| 回 答 内 容 | <p>該当する業務実績の内容が提出書類により確認できる場合は、評価の対象とします。</p> | |

第1次審査に関する質問回答書

令和2年7月17日

第1次審査に関する質問に対し、以下のとおり回答します。

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 業 務 名 | 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為） | |
| 該 当 事 項 | 資料名 | プロポーザル実施要領 |
| | 頁 数 | 12 頁 |
| | 項 目 | 第3章事業者選定基準 4.第1次審査 |
| 質 問 内 容 | 「高度浄水処理」の業務実績は、粉末活性炭注入設備・接触層の設計でも可でしょうか。また、粒状活性炭のみの業務実績でも可でしょうか。それともオゾン-粒状活性炭の設計のみとなりますか。 | |
| 回 答 内 容 | 本業務において評価対象とする高度浄水処理の定義は、粉末活性炭処理、粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理の一つまたは複数を通常の浄水処理に組み合わせた浄水処理とします。 よって、業務実績が上記内容に該当する場合は、高度浄水処理として評価します。 | |